

## 研究ノート

乳児の「泣き」への啓発活動を行う専門職の認識  
—啓発資料「赤ちゃんが泣きやまない!!」を用いて—古川 洋子<sup>1)</sup>, 濱野 裕華<sup>1)</sup>, 平岡 千夏<sup>2)</sup><sup>1)</sup> 滋賀県立大学人間看護学部<sup>2)</sup> 滋賀県中央児童相談所

**目的** 本研究では、乳児の「泣き」に関する啓発活動からみる、専門職の認識をもとに現状と課題を明らかにすることを目的とした。

**方法** 乳児の「泣き」に関する理解と対処行動の啓発活動を行っている専門職を対象に、乳児の「泣き」の理解と対処方法に関する啓発資料の利用状況と啓発活動に関する主観的体験についてインタビュー調査を行い、逐語録をKJ法にて構造化した。

**結果** 対象者は13名であり、年齢は平均37.31歳であった。専門職種は、保健師10名、助産師3名、現場の経験年数は、平均11年であった。インタビュー結果から作成したラベルの合計は195枚であった。専門職の認識行動の構造を示すと、「乳児の「泣き」への啓発活動を行う専門職の認識」の構造化として最終的に7つのシンボルマークが抽出された。それらは、【「泣き」は母親を追い詰める要因となっていることを認識している】【指導の前には、母親の思いに共感することから始めている】【啓発資料は、指導に関する手軽なツールとなっている】【専門性を高めるための刺激となっている】【「泣き」と「虐待」の境目が難しいと認識している】【互いの指導に関する温度差を危惧している】【ネット情報を頼りにする母親像を懸念している】に統合された。

**結論** 専門職は、養育者に対する乳児の「泣き」の啓発活動において、「泣き」は養育者のストレスとなっていること、その「泣き」を意識する母親の思いに共感し、裏側に隠されている問題に目を向けることが重要であると認識していた。啓発資料を用いた指導は、指導する手軽なツールとなっていること、専門性を高めるための刺激となっている。しかし、母親の状況から「泣き」と「虐待」の境目の難しさを認識していた。指導を行っているなかで、指導者間の指導に関する温度差を危惧し、専門職間の情報共有や支援の標準化が必要であることを認識していた。その反面、気軽にSNSを利用している母親像に対し、懸念していた。児の「泣き」に関する指導を行うことで、育児不安の軽減に向けてそして、虐待予防に向けて、さらなる専門職の特性を生かした指導が求められる。SNSの利用を包含した指導の在り方を検討する必要があること示唆された。

**キーワード** 乳児、泣きへの啓発活動、母子保健領域の専門職、認識

Awareness of the crying of babies among professionals involved in activities to promote its understanding

- An activity using educational material: "Stop crying, my baby!!"

Yoko Furukawa<sup>1)</sup>, Yuka Hamano<sup>1)</sup>, Chinatsu Hiraoka<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup> School of Human Nursing, The University of Shiga Prefecture

<sup>2)</sup> Children's Welfare Central Center of Shiga Prefecture

2018年9月30日受付, 2019年1月24日受理

連絡先: 古川 洋子

滋賀県立大学人間看護学部

住 所: 滋賀県彦根市八坂町 2500

e-mail: furukawa@nurse.usp.ac.jp

## I. 緒 言

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化等により、妊娠・出産・育児をめぐる社会環境は大きく変化してきている。地域において母親やその家族を支える力は減弱化し、育児について気軽に相談できる人の不在は、育児不安や育児負担を感じる母親の増加を引き起こしている。要するに、育児について気軽に悩みを共有しあう人間関係が希薄になったといえる。日本ではさまざまな育児支援策が打ち出されてきているが、いまだ母親の育児負担を発端とする問題は多く見受けられる(古川, 2012)。増強する育児負担感、乳幼児虐待につながる

危険性もある。

平成 12 (2002) 年に、「児童虐待防止法に関する法律 (以下「児童虐待防止法」)」が施行され 15 年が経過するものの、児童相談所での児童虐待相談対応件数は、増加の一途をたどっている。児童虐待相談件数調査を開始した平成 11 (1999) 年は 11,631 件であったが、平成 28 (2016) 年では 122,575 件となり、10 倍以上となった (母子保健の主なる統計, 2017)。また、子ども虐待による死亡事例等の検証結果等 (第 13 次報告) から子ども虐待による死亡事例の内訳をみると、心中以外の虐待死のうち一番多くの割合を占めている年齢は 0 歳であり、その割合は 57.7% であった。さらに 3 歳未満児の心中以外の虐待死の種類までみると、身体的虐待が 59.5% と一番多くなっている。平成 25 (2013) 年より、「揺さぶられ症候群 (shaken baby syndrome, 以下 SBS とする)」の予防に向けて、厚生労働省ホームページ上に動画が公開されている。このような啓発活動がおこなわれているにもかかわらず、身体的虐待のひとつである頭部外傷において SBS を起因とするものが 60% を占める。その加害動機は、「泣き止まないことにはいらだつたため」である。このことから乳児が「泣きやまない」ことが、加害の引き金となっている現実がみえてくる。Fujiwara ら (2011) は、乳児の泣き方によって親が感じるストレスには差があること、「なだめてもとまらない泣き」は児が落ち着くまでの時間が長いほど親のストレスが大きいと報告している。乳児の泣きは、母親へストレスを与える要因となっている。

本来乳児が泣くのは、空腹や排泄だけではなく、さまざまな意味がある (渡辺・高橋, 2017)。それに加え乳児は、暑かったり寒かったり、もしくは理由もなく泣くこともある。しかし、乳児の泣きの意味がわからず、途方にくれる母親も多い。そこで乳児の養育をしている母親に対し、乳児の「泣き」の特徴の理解を促進し、対処法を伝えていく支援の必要がある。彦根ら (2013) の専門職を対象とした SBS 予防プログラムの取り組みについての研究では、リーフレットを配布することは「子育て中の世代に受け入れやすいもの」や「短時間で伝えられるツール」となることを明らかにしていた。しかし、「啓発資料」を配布活用している専門職の啓発活動の現状や専門職が抱える問題について調査した研究は見当たらなかった。

そこで、この研究は乳児の「泣き」への理解促進に向け、「泣き」に関する支援者である母子保健に携わる保健師や助産師が行っている啓発活動についての認識から現状と課題を明らかにするものである。本研究により、子ども虐待防止に向けた乳児の「泣き」に関する支援のあり方が明確になる。「泣き」への支援を行うスタッフの現状やケアの方法について、今後、母子の健康がより促進

される方策が示唆される。現行の啓発活動と専門職の現状と課題からさらなる啓発活動のあり方を構築することが可能となる。今後の啓発活動に関する一資料とするものである。

## II. 目的

本研究の目的は、子どもの「泣き」への対応に関わっている専門職の、母親を対象とした乳児の「泣き」の啓発活動に関する認識から現状と課題を明らかにすることである。

## III. 用語の定義

1. 「泣き」とは、乳児期の啼泣行動とする。
2. 「泣き」の啓発活動とは、乳児が「泣きやまない」ことで母親がいらいらしたり、不安感や焦燥感を抱いたりすることを防ぎ、二次的には SBS の予防を目的とした支援活動を指す。
3. 専門職とは、「泣き」への支援に関わっている母子保健領域の保健師、助産師、看護師を指す。

## IV. 方法

### 1. 研究対象と調査期間

A 県市町村に勤務する、養育者に対して乳児の「泣き」への啓発活動を行っている専門職を対象とする。調査期間は、2017 年 7 ~ 10 月である。

### 2. 研究方法

啓発資料については、筆者らが乳児の「泣き」の理解と対処方法をもとに啓発資料 (以下、啓発資料) を作成した (2016 年 10 月制作)。「泣き」への予防や対応に関わっている専門職へ啓発資料の利用状況と啓発活動に関する認識について調査し結果を分析する。調査は独自に作成した調査用紙とインタビューガイドを用いて、啓発行動に関する体験についての語りを収集し、分析を行っていく。対象者の属性 (経験年数、1 件についての専門職の訪問人数、子ども虐待予防への興味関心の有無、研修の受講参加の有無、子ども虐待防止支援への自信の有無) に関しては、記述統計を用いた。インタビューガイドは、以下の 3 点である。乳児の「泣き」の理解と対処方法をもとに啓発資料を用いた指導に関する①啓発活動とその役割について、②啓発活動をするうえで困ったこと (困っていること) について、③啓発活動を行うことで感じていることである。

対象者の選定には、筆者らが作成した啓発資料を用いている行政へ連絡を取り、同意の得られた地域と専門職から回答を得る。

分析方法はKJ法を用い、質的帰納的分析法をとる。インタビューからの逐語録は、質的統合法であるKJ法を用いた。KJ法は、複雑な要素が絡み合っている混沌とした個別的な現象から一般秩序を見出すための方法である(川喜田, 1986)。

KJ法を用いた分析手順は、逐語録からのまとまった意味をもつ元ラベルを作成する「ラベルづくり」、元ラベルをもとに関係のありそうなラベルを自由連想的に広げ、最も重要だと判断したラベルを精選する作業である「多段ピックアップ」を行った、次に、意味内容に類似性のある複数ラベルを集める「グループ編成」を行い各グループのラベルが包含する意味内容の類似性を表す表札作業を行った。表札をもとに最も適した場所に配置する空間配置を行う。空間配置された島と島の関連づけを示すことで構造が見えてくる。その構造を表す一文としてシンボルマークを記述した「図解」作業を進めた。最後に、図解化して明確になったことをストーリーにし「叙述化」と進めた。

真実性および信憑性の確保として、KJ法研修の定期的な受講、分析過程においてはKJ法研究を行っている研究者のスーパーバイズを受けた。分析の結果については、児童福祉専門職のアドバイスをうけて、真実性および信憑性の確保に努めた。

啓発資料は「赤ちゃんが泣きやまない!!」と題し、研究者らが母子保健および児童福祉専門職のスーパーバイズを受けて作成した。その啓発資料は、乳児の啼泣行動のピークや理由、その対処方法、相談先を明記したA4版サイズ両面に記した三つ折の用紙をさす。

### 3. 倫理的配慮

「泣き」への啓発活動に携わっている専門職への調査については、研究に関する説明を文書と口頭で行い、同意を得た。アンケート調査、インタビュー調査は、無記名で行い、個人が特定されないようにした。本研究は、研究者の所属機関の大学における「研究に関する倫理審査委員会」の承認(第563号)を得て実施した。

## V. 結果

### 1. 研究対象者の背景

対象者の背景を表1に示す。対象者は13名であり、年齢は平均37.31歳(最小24歳, 最大49歳)であった。専門職種は、保健師10名, 助産師3名であった。現職場の経験年数は、平均11年(最小1年, 最大23年)であった(表1)。

表1 対象者の概要

対象者	性別	年齢	専門職名	現勤務地の経験年数	勤務形態
A	女性	30代前半	保健師	11	常勤
B	女性	40代前半	保健師	17	常勤
C	女性	40代前半	助産師	18	非常勤
D	女性	40代後半	保健師	23	常勤
E	女性	30代前半	保健師	5	常勤
F	女性	40代前半	保健師	13	常勤
G	女性	40代前半	保健師	15	常勤
H	女性	30代前半	保健師	3	常勤
I	女性	20代前半	保健師	2	常勤
J	女性	20代後半	保健師	1	常勤
K	女性	40代後半	助産師	15	常勤
L	女性	40代前半	保健師	17	常勤
M	女性	40代前半	助産師	3	非常勤

勤務形態は、常勤11名, 非常勤2名であった。専門職は1人で訪問を行うことが多くを占めた。子ども虐待予防に関する興味については、「あり」12名, 「なし」1名であった。子ども虐待への対応に関する自信の有無については、「あり」4名, 「なし」9名であった。子ども虐待に関する研修の参加状況は、「あり」2名「なし」11名であった。

## 2. 乳児の「泣き」への啓発活動を行う専門職の認識の構造に関する図解化

専門職者13名からの聞き取り調査から作成したラベルの合計は195枚であった。そのラベルをもとに、探検ネットを作成し、2段階による多段ピックアップで、50枚(195枚→119枚→50枚)のラベルを精選した。ラベル群は、最終的に7つのシンボルマークを抽出し、その構造化を、「乳児の「泣き」への啓発活動を行う専門職の認識の構造化」いうタイトルとした(図1)。

本稿においてKJ法で用いる表記は、後述の内容を叙述した文章内において、「」は元ラベルを、[ ]は表札を、最終表札を『』とし、【 】は島を表すシンボルマークとする。構造化中の記号は、→は因果関係を、⇔は相互関係を示している。

### 3. 図解の詳細

以下、7のシンボルマークである1)から7)についてそれぞれの詳細を叙述する。

1)【「泣き」は、母親を追い詰める要因となっていることを認識している】

専門職は、「子どもが生まれるまでこんなに泣くことを知らなかったと訴える母親がいた」こと、「子どもが泣くと近所に迷惑をかける」と発言する母親から、「児を泣かしてはいけないと思っている母親がいる」ことを認識していた。「母親は「泣き」を辛いと訴えている」「泣き」は同居家族からいろいろ言われる」

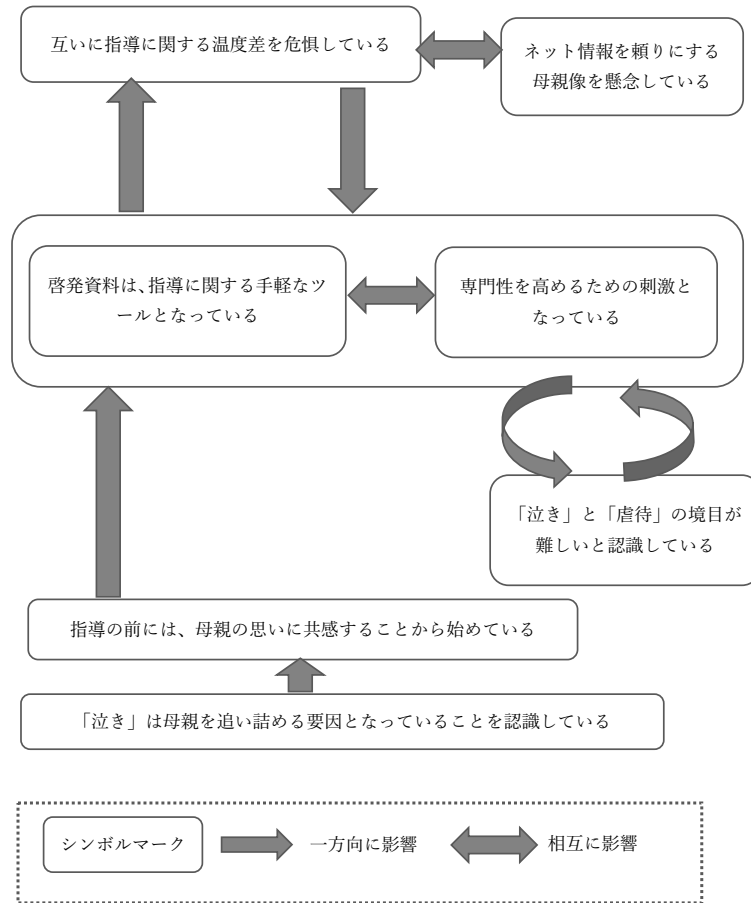


図1 乳児の「泣き」への啓発活動を行う専門職の認識の構造化

「児の「泣き」は、母親まで泣きたくなる」など母親から発せられる言動から、「乳児の「泣き」は母親をどんどん追いつめていく」現象であることを認識していた。母親は乳児の「泣き」のなかで育児を行いながら、「子どもがこんなに泣くとは知らない母親が多い」こと、専門職は、「泣き」の相談を受けるが、「泣き」だけを訴える母親は少ない」や「泣き」の相談より母親のことや授乳の相談、そこから「泣き」の相談に進んでいくことが多い」という語りなど、「泣き」の裏側に隠された母親の問題を重要視することを語っていた。なぜ児が泣いているのか、どうして泣き止まないのかなど「母親は常になぜ児が泣いているのかを模索している」状態であることを認識していた。またこれは、「泣き」への対応の不十分さから育児に困難をきたしていることの表出であり、「泣き」は母親の育児を困難にする要因であった』とした。よって、専門職は「泣き」にはさまざまな理由があり、【泣き】が

母親を追い詰める要因となっていることを認識している」とした。

- 2) 【指導の前には、母親の思いに共感することから始めている】

専門職は、まず、母親から発せられる不安や困難事を、「ひとりで抱え込まないようにまず相談するよう指導している」といい、母親の今の思いを聞き取り、そこから指導を進める体制を整えていることから、『専門職は、まず母親の思いを聞き取ることから始めている』作業を行っていた。【指導の前には、母親の思いに共感することから始めている】認識をもっていた。

- 3) 【啓発資料は、指導に関する手軽なツールとなっている】

専門職は「泣き」に関する指導を進めるなかで、「啓発資料があることで説明がしやすくなったり、視覚に訴えることができるので助かっている」と、「啓発資料は、「泣き」の説明の敷居を低くする役割がある」とし、指導の導入の容易性を認識していた。ローリス

クの母親に対して指導を行ううえでは、広い視野で「泣き」についての指導を行うことができるという利点を示し、「啓発資料はポピュレーションアプローチとしてよいと思った」と対象と関わることができる幅の広さを意識し、『啓発資料を使用することで、母親と広くかかわれた』と認識していた。よって、専門職は、【啓発資料は、指導に関する手軽なツールとなっている】と認識していた。

#### 4) 【専門性を高めるための刺激となっている】

専門職は、「泣き」について指導を進めていくなか、「啓発資料の内容やグラフは出典が明確であり信憑性があった」と評価しつつ、「泣き」の説明をすることで、自分自身の知識も増え、改めて学ぶことを意識するようになった」「啓発資料を用いることで専門職側への指導の意識づけになっている」など、[指導をすることで「泣き」に関する学習をする動機づけとなっていた]と振り返り、専門職は、『泣き』の指導をすることでさらなる学習への意識づけを行っていた』といえる。専門職にとって、啓発資料を用いて指導を行うことは、【専門性を高めるための刺激となっている】と認識していた。

#### 5) 【「泣き」と「虐待」の境目が難しいと認識している】

啓発資料を用いて指導を行っている専門職は、「泣き」とSBSの関係を説明しているが対象者はわかりづらい」ことや「泣き」への不適応対応が「虐待」につながることをあまり認識していないと思う」と認識していた。つまり、専門職は【泣き」と「虐待」が混在する中で指導を行っている】現状を認識していた。専門職は児の身体的特徴から「赤ちゃんはいきなり泣かないし、それを見落とすととてつもなく泣いてしまう」ことから、「泣き」について通り一辺倒で、その理解や対処ができるものではないと認識していた。このように「泣き」なのか「虐待」なのかを客観的に判断することが難しいなかで、『専門職は「泣き」への指導を混沌たるなかで進めていた】現状があり、【専門職は「泣き」と「虐待」の境目が難しいと認識していた】という困難性を語っていた。

#### 6) 【ネット情報を頼りにする母親像を懸念している】

専門職は、母親と対面して乳児の「泣き」の特徴やその対処について説明を行い、啓発資料を配布している。しかし、母親の言動から「最近の母親は育児情報をネットで検索することが多く、啓発資料を開いて読むことはない」とし、『ネットは専門職と母親のまなざしの分かれ道』という母親と専門職は同じ目線で物事を見ているのかどうかということを気かけ不安に思っていた。専門職は、【ネット情報を頼りにする母親像を懸念している】ことを認識していた。

#### 7) 【互いの指導に関する温度差を危惧している】

専門職は啓発資料を用いた指導について、「泣き」の指導の必要性は個々の主観に任されている」「訪問時に「泣き」の訴えがあれば指導している」など[指導は専門職個々の主観や裁量で進められている]と認識していた。「泣き」の啓発資料はいろいろ考えると配布時期を悩みますね」と配布時期が専門職個々により異なる[啓発資料配布時期が専門職により違いがあった]ことへの問題を認識していた。専門職によって[啓発資料配布時期が専門職個々により違っていた]ことを認識していたことから、配布時期の検討をすることへの課題を語っていた。また、母親への指導後にリスクファクターが認められたケースについては、「泣き」だけではなく、多様なリスクを抱えている家族が多くなった」ことを認識していた。「単独の専門職支援だけでは限界に来ている」「母親から泣き」やそれ以外の相談があったとき、どこに相談されてももらさずに支援することが大切だと思っているが、なかなか難しい」など、[多職種連携の必要性を認識しながら、その詳細は明確になっていない]問題点を認識していた。専門職は、啓発資料を用いた指導について、「訪問時に渡しているが、その使用方法は一貫性がなく、統一したほうが効果は上がると思う」や「同じ職種間でも人事異動があったり、情報の共有ができておらず、温度差がある」「泣き」の訴えがなければ資料があることのみを伝えている」と指導について[専門職個々の主観や裁量で進められている]と語っていた。上記3つの表札から『指導効果を期待しつつも運用への一貫性がないことを問題視していた】現状があった。これは、専門職は、【互いの指導に関する温度差を危惧している】ことを認識していた。

#### 8) 乳児の「泣き」への啓発活動を行う専門職の認識の構造化

図解のシンボルマークによって構造を示すと、新生児訪問を行う専門職は、【泣き」は、母親を追い詰める要因となっていることを認識している】ことを前提に、母親から発せられる言葉に耳を傾けながら【指導の前には、母親の思いに共感することから始めている】ことを認識し、育児状況をつかみ判断している。【啓発資料は、指導に関する手軽なツールとなっている】ことを認識しつつ、説明への導入の容易さを語っていた。また、専門職は、「泣き」について説明や指導を行うなかで、さらなる【専門性を高めるための刺激となっている】ことを認識していた。泣きに関する指導は、【泣き」と「虐待」の境目が難しいと認識している】ことから、その判断に迷うことがあることを実感していた。啓発資料を用いた「泣き」への指導は、子ども虐待を連想させ、介入に対して拒否感や警戒心を

抱く可能性がある。だからこそ慎重に進めなければいけないと専門職は認識していた。しかし、「泣き」に関する指導や説明の専門性を高めるなかで、【互いの指導に関する温度差を危惧している】ことを課題として認識していた。啓発資料を用いて指導を進める半面、育児情報をネットで収集する母親像から【ネット情報を頼りにする母親像を懸念している】と認識していた。専門職は、ネット頼りの母親への関わりの難しさを意識せざるを得ない状況を課題として認識していた現状であった（図1）。

## VI. 考 察

新生児訪問事業時に配布している乳児の「泣き」の特徴とその対処について記載している資料を用いて啓発活動を行う専門職の認識について調査した。

### 1. 乳児の「泣き」に関する啓発資料を用いての指導のあり方を検討する必要性

西海ら（2004）の報告では、産後5～7週の乳児の泣きや機嫌の悪さ、それに関連した母親の睡眠時間の不足は、母親にとって育児ストレスとなっている。また、母親は乳児の「泣き」の理由を理解しがたく、母親自身の睡眠不足も加わることで不安が増大することを指摘している。乳児の「泣き」は、母親をストレスフルにさせる要因といえる。専門職は、【「泣き」は母親を追い詰める要因となっていることを認識している】ことを前提に、母親の育児状況の確認を行い、【指導の前には、母親の思いに共感することから始めている】行動を取っていた。啓発資料を用いた指導を行うなかで、【啓発資料は、指導に関する手軽なツールとなっている】ことを認識し、啓発資料を使用することで、対象と広く関わることを実感しながら指導を行っていた。また、出産後の母親に乳児の泣きの特徴をまとめた啓発資料を提示することで、【専門性を高めるための刺激となっている】ことを認識し、専門職自らの自己研鑽や啓発への糸口となっていることにつながっていた。このことは、「泣き」や「虐待」に関する研修への参加を促進する要因になり、専門職としての専門性の強化につながると考える。

専門職は指導を行っていきながら、【「泣き」と「虐待」の境目が難しいと認識している】ことを語っていた。このことについて三村ら（2010）の報告によると、啓発資料の指導効果は、配布するだけでも、対象の態度や知識を改善する効果が得られるとされている。しかし、「泣き」に関する指導を行うことにより、乳児の「泣き」に対する母親の行動変容に効果があるが、「泣き」に対する情緒的緊張には変化がみられないとされている（Barr RG et al., 2009）。つまり、対象者は「泣き」への対処はと

れるようになるが、「泣き」への緊張感は払拭できないといえる。これらのことから、母親が「泣き」の対処行動を取れているからといって、児の「泣き」に対する緊張感の軽減につながっているとはいえないことを専門職は理解して支援を行っていく必要があるといえる。乳児の「泣き」の原因が母乳の飲み方や与え方などの授乳に関する問題により生じていることがある。「泣き」が主訴というよりは母親自身の問題が隠されていることを専門職たちは語っていた。よって、専門職は、乳児の「泣き」の裏に潜んでいる母親が抱えている問題に目を向けることが重要となってくる。専門職は【「泣き」と「虐待」の境目が難しいと認識している】こととして、その不明瞭さという混沌たる認識のなかで指導を行っていた。児の「泣き」について、成長過程での「泣き」なのか、「泣き」が母親のストレスになっているのかを見極めるには、丁寧に母親と接していくことが重要となる。専門職は、【専門性を高めるための刺激となっている】ことを踏まえ、さらなる専門研修の受講や自己啓発を行っていくこと、そのシステム化が必要となる。

専門職は、訪問時だからこそ観察できることを背景に、啓発資料を活かして指導している現状があった。しかし、「訪問時に「泣き」の指導の必要性は個々の主観に任されている」「泣き」の訴えがあれば指導している」等、担当する専門職の個々の主観や裁量に任されている傾向にあったという課題が明らかになった。その反面、専門職は、【互いの指導に関する温度差を危惧している】認識をもっていることから、指導効果を期待しつつも、運用への均一性がないことを問題視していた。専門職間において、指導上の問題点や疑問などを自由に話し合い情報を共有すること、支援の標準化が重要となる。

### 2. 専門職の指導内容とネット情報を頼りにしている母親への懸念

母親は乳児の泣きを含めた育児不安や育児問題について、ソーシャルネットワーキングサービス（social networking service, 以下 SNS とする）などを用いたネットで情報を収集していることを専門職は認識していた。井田ら（2014）の報告では、生後0～6ヵ月の児を持つ母親は、SNSからの情報は、栄養など子どもの生命に直結する項目へのニーズが高く、同月齢の子どもをもつ母親からのリアリティあふれた発言を求めていることを明らかにしている。

今や、育児中の母親にとってスマートフォンなどの情報端末は、日常生活アイテムに欠かせないものとなっていると考える。母親にとって、育児に関する情報や知識をネット情報から得ること、ネット上の育児をしている母親たちと同朋関係を作り、必要な情報やサポートを得ることは育児において効果的な手段であると考えられる。しかし、ネット情報の正確性に関する判断は、母親自身に任されている。得られる情報について、母親の判断で情

報源として利用すること以上に、情報に振り回される母親のリスクのほうが大きい(澤田, 2015)。よって、専門職においても SNS を通じた、信頼できる情報サービスの提供をしていく必要がある。的確な情報提供を SNS で行っていくことは、母親が自分にとって有用な情報を取捨選択できる能力を高めることにつながり、ひいては育児技術向上につながる(細田・茅島, 2017)。

SNS の利用について、平成 27 年度版情報通信白書では、利用者の約 5 割以上が情報の「拡散」を行っていた。また、利用者は情報拡散の基準に、「内容に共感した」、「内容が面白い」、「生活に役立つかどうか」を選択しており、その項目は上位 3 位を占めた。このように、SNS 利用者は、情報を収集しつつ、情報を拡散しているといえる。SNS 上で情報を閲覧し、情報を収集し、共感し、発言し、フォローする母親像がうかがえる。

専門職は、【ネット情報を頼りにする母親像を懸念している】認識をもっていることより、今後は、母親の SNS による情報の収集を気かけ、そのことを不安に思うのではなく、安全な情報の提供や利用法に向けての支援を行う必要があると考える。啓発資料は、A 県の各子ども家庭相談センターのホームページに掲載されている。また、「困ったときに相談できるところ」として子ども家庭相談センターや保健相談センターの連絡先を電話番号で表記している。しかし、母親の SNS 利用を鑑みると、スマートフォン等で高速に読み取りが可能なマトリックス型二次元コード(Quick Response コードなど)を記載し、ワンストップで相談ページ(相談場所)へアクセスできるツール開発を視野に入れる必要がある。

## Ⅶ. 結 論

本研究では、「泣き」に関する啓発活動を行う専門職の認識を構造化した。その構造は、7つのシンボルマークで構成されていた。

専門職は、【「泣き」は、母親を追い詰める要因となっていることを認識している】ことから、母親に対して、【指導の前には、母親の思いに共感することから始めている】現状であった。専門職にとって、【啓発資料は、指導に関する手軽なツールとなっている】ことを認識しており、指導のなかで啓発資料を用いることで、専門職としてのさらなる専門性を高めることの必要性から【専門性を高めるための刺激となっている】と認識していた。しかし、指導を行ううえで【「泣き」と「虐待」の境目が難しいと認識している】現状であった。その反面、専門職間の指導への温度差や運用の均一性がないことへの困難さという課題として【互いの指導に関する温度差を危惧している】認識をもっていた。専門職は、母親への指

導を行いながら【ネット情報を頼りにする母親像を懸念している】認識をもっていた。気軽に SNS を利用している母親に対する関わり方の課題を認識していた。母子保健サービス領域における啓発資料活用の現状は、予防の目標は明確なもの、専門職は今までの経験を踏まえながら個人の裁量にて対応していた。しかし、指導のなか「泣き」と「虐待」の境目の判断は難しく、専門職間の情報共有や支援の標準化への課題を認識していた。その反面、SNS を利用する母親への支援について SNS の必要性が示唆された。しかし、今回の研究対象は母子保健領域の専門職への調査であり、限られた地域であること、児童福祉領域、医療領域の調査まで至っていないという課題が残る。今後は、領域を拡大し検討を続ける必要があると考えている。

本論文内容に関連する利益相反事項はない。

## 文 献

- ・井田歩美, 猪下光 (2014). 乳児をもつ母親の育児情報ニーズ—ソーシャルメディア上における発言の分析—。ヒューマンケア研究学会誌, 6 (1), 17-23.
- ・川喜田二郎 (1967). KJ 法, 中央公論社, 135.
- ・澤田雅子 (2015). スマホ世代に向けた育児情報の伝え方。母子保健, 679 (11), 1-3.
- ・西海ひとみ, 喜多淳子 (2004). 第 1 子育児早期における母親の心理的ストレス反応 (第 1 報) —育児ストレス要因との関連による母親の心理的ストレス反応の特徴—。母性衛生, 45 (2), 188-198.
- ・Barr, R.G., Barr, M., Fujiwara, T., Conway, J., Catherine, N. & Brant, R. (2009). Do educational materials change knowledge and behaviors regarding crying and shaken baby syndrome in mothers of newborns when delivered by public health home visitor nurses? A randomized controlled trial. CMAJ, 180 (7), 727-733.
- ・彦根倫子, 古塩節子, 小野聡枝, 青木壽子, 中田かおり (2013). 神奈川県における乳幼児揺さぶられ症候群の予防の取り組み—正しい知識の普及と予防プログラム展開の歩み—。子どもの虐待とネグレクト, 15(2), 182-187.
- ・Fujiwara, T., Barr, R.G., Brant, R. & Barr, M. (2011). Infant distress at five weeks of age and caregiver frustration. J Pediatr (IF2011=4.115), 159, 425-430.
- ・古川洋子, 金子龍太郎 (2012). 虐待予防に寄与する産み育て支援システムの構築—病院産院退院後からの母親支援の必要性を中心に—。龍谷大学大学院研究紀要社会学・社会福祉学, 19, 19-35.

- ・細坂泰子, 茅島江子 (2017). 乳幼児を養育する母親のしつけと虐待の境界の様相, 日本看護科学学会誌, 37, 1-9.
- ・三村明沙美, 須藤紀子, 加藤則子 (2010). 女子大学性に妊娠と飲酒に関するリーフレットを1回配布した場合の教育効果, 日本公衛誌, 57 (6), 413-438.
- ・渡辺 博, 高橋眞理 (2017). 新生児期における看護(森恵美執筆代表者) 系統看護学講座 専門分野II 母性看護学 2, p.280, 医学書院.
- ・社会保険審議会児童部児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2017) 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第13次報告)
- ・平成27年度版情報通信白書 (2016) <http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h27/html/nc242250.html> (2018年5月20日閲覧)
- ・母子保健の主なる統計 (2017) 児童相談所における虐待相談の対応件数, 母子保健事業団, 105.